

令和 8 年 度

第 4 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

8 . 7 . 7

第 4 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和8年7月7日 午前 9時30分

2 開会日時 令和8年7月7日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和8年7月7日 午前10時10分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	出	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	出	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	出	10	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	11	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	出	12	守 屋 映 男	出
6	西 江 務	出	13	和 田 晃 佳	出
7	大 平 貴 之	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	大 平 章 之
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	林 和 美	事務局長	向 原 学
推進委員	重 見 信 夫	主 事	竹 之 内 一志
推進委員	有 本 正 義	主 事	小 川 航 平
推進委員	岡 田 晴 次	主 事 補	大 塚 芹 香
推進委員	西 山 雅 子		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第14号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第15号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告第14号	農地法施行規則該当転用届について
報告第15号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第16号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

7 番委員

8 番委員

事務局	おはようございます。 ただ今から，令和８年度第４回の農業委員会を開催させていただきます。 それでは，開会にあたりまして，会長から，一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それではただ今から，第４回の農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に，本日の議事録署名人を７番大平委員さん，８番櫛田委員さん，よろしくお願いします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長，よろしくお願いします。
会長	それでは，議案第１４号「農地法第３条第１項の規程による許可申請について」，ナンバー３２号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー３２号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は，農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を譲り受けるものです。 譲受人は数十年の農業経験があり，農機具は多数所有しております。農業には本人と家族が従事予定であり，野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから，農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして，ナンバー３３号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー33号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を譲り受けるものです。 譲受人は数年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。また、購入予定住宅及び倉庫が申請地隣地にあるとのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー34号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー34号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は数十年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇反程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー35号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー35号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人と家族が従事予定であり、野菜と水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇反程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー36号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー36号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されておりますが、農機具は複数所有しているとのことです。農業には本人と家族、知人が従事予定であり、果樹を栽培予定とのことです。申請地は〇反ほどありますが、申請人以外の〇名は農業経験が長く、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。

	これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー37号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー37号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人と家族が従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は狭小であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー38号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー38号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるもので

	す。 譲受人は農業経験はありますが，農地を取得することが初めてのため，営農計画書が提出されておりますが，農機具は複数所有しているとのことです。農業には本人と家族が従事予定であり，果樹，野菜を栽培予定とのことです。また，譲受人は申請地付近に転居予定です。申請地は〇反ほどありますが，申請人は数年，それ以外の者は数十年の農業経験があり，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。これらのことから，農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして，議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」，ナンバー13号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー13号でございます。〇〇から〇〇へ参ります，5条の使用貸借権設定(永年間)でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆，農地区分は第2種農地，転用目的は露天駐車場でございます。 申請地付近の施設の駐車場が手狭になったため，申請地を利用したいとのことです。 申請地の付近の土地はすでに宅地や第2種農地しかない状態となっております。申請地は第2種農地であります，申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため，許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては，申請地と隣接地にコンクリートブロック擁壁等を設置し，隣接地へ土砂が流出しないようにするとのことであるため，問題ないと思われます。雨水は自然浸透させ，生活雑排水は発生しないため，排水については問題ないと思われます。また，建築物はないため，周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー14号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー14号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第3種農地（一部第2種農地）、転用目的は住宅用地でございます。 譲受人はこの度、申請地を転用し、自己用の居住地として使用したいとのことです。一部第2種農地ですが、大部分が第3種農地となっております。 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地と沈設地の部分には、コンクリートブロック擁壁を設置し、隣接地へ土砂が流出しないようにするとのことであるため、問題ないと思われます。雨水につきましては、排水路及び沈殿枡を設け既存排水路へ接続します。生活雑排水については、排水路から公共下水へ接続するため、排水については問題ないと思われます。また、申請地周辺に農地はないため、周囲の農地の日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー15号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー15号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は露天駐車場です。 申請地付近にある施設の駐車場が手狭になったため、申請地を転用したいとのことです。

	申請地は第2種農地でありますが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地と隣接地の部分には、コンクリートブロック擁壁を設置し、隣接地へ土砂が流出しないようにすることであるため、問題ないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 なお、本案件については、許可を得ることなく着工していたため、始末書が提出されております。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー16号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー16号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は住宅増築及び進入路です。 譲受人は住宅と隣地の農地を購入したいとのことです。しかし、建物の一部がその農地に越境していたことと、宅地部分への接道を確保するため必要があるため申請地の一部を転用したいとのことです。 進入路に関しては、すでに舗装済みであり、それに加えて許可を得ていない倉庫の設置もありました。 また、本申請の対象外となる〇㎡については、引き続き農地として利用するため、農地法3条許可申請の同時申請により手続き中です。 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地と隣接地の部分には、コンクリートブロック擁壁を設置、進入路は転圧し、隣接地へ土砂が流出しないようにすることであるため、問題ないと思われます。雨水につきましては、排水路及び沈殿枘を設け既存排水路へ接続します。生活雑排水については排水路から

	公共下水へ接続するため、排水については問題ないと思われます。また、建築物周辺の農地は農地法 3 条許可申請の同時申請が出されており、その他の農地はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 なお、本案件については、許可を得ることなく着工していたため、始末書が提出されております。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第 14 号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第 15 号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第 16 号「農用地利用集積等促進計画の認可・広告について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。
事務局	(1) 次回農業委員会 8 月 4 日(火)午前 9 時30分から 第 1 会議室 (2) その他 ・ 次回申請書締切日 7 月 17 日 (金) , 議案発送日 7 月 24 日 (金) それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。